

議案第5号

総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第217号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

消防団員の報酬及び費用弁償の基準を改めることにより、消防団員の処遇改善を図るため、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条とし、移動条項に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「<u>消防団員</u>」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「<u>団員</u>」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第2条 <u>団員の報酬は、団長、副団長、本部長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員の区分により支給するものとし、その額は、別表第1に定めるところによる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 消防団員には、総社市消防団条例（平成17年総社市条例第215号）第2条に規定する消防団に所属することに対する年額報酬（以下「年額報酬」という。）及び出動実績に対する実績報酬（以下「出動報酬」という。）を支給する。</p> <p>2 年額報酬の額は、別表第1の左欄に掲げる消防団員の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。ただし、別表第2の左欄に掲げる者に任命された消防団員の年額報酬の額は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>3 出動報酬の額は、別表第3の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる従事時間に応じて、同表の右欄に定める額とする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第3条 年額報酬及び出動報酬は、毎年4月から9月までのものを10月に、10月から翌年3月までのものを4月に支給する。ただし、死亡又は退職した消防団員については、当該事象が発生した後速やかに支給する。</p> <p>2 新たに任命された消防団員に対する年額報酬は任命の月から、死亡又は退職した消防団員に対する年額報酬は死亡又は退職した月までを支給の対象とし、それぞれ月割計算により支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 消防団員が公務のため旅行するときは、別表第4に定めるところにより費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 略</p>	<p>2 前項の団員で教養訓練指導員、運転手、副運転手、機関員及び副機関員に任命されたものに対しては、同項に定める報酬額に別表第2に定める報酬額を加算して支給する。</p> <p>3 前2項の報酬は、月割計算により、毎年4月から12月までを12月に、翌年1月から3月までを3月にそれぞれ支給する。ただし、退職し、又は死亡した者については、その際支給することができる。</p> <p>4 新たに任命された者についてはその月から、退職し、又は死亡した者についてはその月までを、月割計算により、第1項及び第2項の報酬を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 団員が公務のため旅行したとき、及び招集により出動又は会議、訓練等に出席したときは、別表第3に定めるところにより費用弁償を支給する。</p> <p>(その他)</p> <p>第4条 略</p>

## 改正後

## 附則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

区 分	支給額
団長	150,000円
副団長	100,000円
本部長	80,000円
分団長	60,000円
副分団長	46,000円
部長	40,000円
班長	38,000円
団員	36,500円

## 別表第2（第2条関係）

区 分	支給額
教養訓練指導員	14,000円
運転手	7,500円
副運転手	3,600円
機関員	3,900円
副機関員	2,900円

## 別表第3（第2条関係）

区 分	従事時間（1日当たり）	支給額
-----	-------------	-----

## 改正前

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 総社市消防団条例（平成17年総社市条例第215号）附則第2項の規定により消防団長、副団長その他役員及び団員とみなされた者の報酬及び費用弁償については、別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、それぞれ合併前の総社市、山手村又は清音村の消防団長等の報酬及び費用弁償の例による。

## 別表第1（第2条関係）

区 分	支給の単位	支給額
団長	年	150,000円
副団長	〃	100,000
本部長	〃	80,000
分団長	〃	60,000
副分団長	〃	40,000
部長	〃	30,000
班長	〃	25,000
団員	〃	20,000

## 別表第2（第2条関係）

区 分	支給の単位	支給額
教養訓練指導員	年	14,000円
運転手	〃	7,500
副運転手	〃	3,600
機関員	〃	3,900
副機関員	〃	2,900

改正後			改正前																						
火災，水害等災害に関する出動	1時間未満	1,000円																							
	1時間以上2時間未満	2,000円																							
	2時間以上3時間未満	3,000円																							
	3時間以上4時間未満	4,000円																							
	4時間以上5時間未満	5,000円																							
	5時間以上6時間未満	6,000円																							
	6時間以上7時間未満	7,000円																							
訓練，会議等災害以外に関する出動	7時間以上	8,000円																							
	1時間未満	1,000円																							
	1時間以上2時間未満	2,000円																							
	2時間以上3時間未満	3,000円																							
	3時間以上	3,500円																							
備考 支給額は同日間の従事における額とし，日を連続して従事した場合は，各日ごとの従事時間に応じた支給額とする。																									
別表第4（第4条関係）			別表第3（第3条関係）																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定により計算した額を支給</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部長及び分団長</td> <td>総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の規定により計算した額を支給</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	基準	団長	総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定により計算した額を支給	略		本部長及び分団長	総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の規定により計算した額を支給	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定により計算した旅費の額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部長及び分団長</td> <td>総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の規定により計算した旅費の額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	基準	団長	総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定により計算した旅費の額	略		本部長及び分団長	総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の規定により計算した旅費の額	略	
区分	基準																								
団長	総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定により計算した額を支給																								
略																									
本部長及び分団長	総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の規定により計算した額を支給																								
略																									
区分	基準																								
団長	総社市長及び副市長の旅費条例（平成17年総社市条例第42号）の規定により計算した旅費の額																								
略																									
本部長及び分団長	総社市職員等の旅費に関する条例（平成17年総社市条例第43号）の規定により計算した旅費の額																								
略																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給の単位</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練費用弁償</td> <td>1回</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>出動費用弁償</td> <td>〃</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>本団及び分団会議費用弁償</td> <td>〃</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>警戒出動費用弁償</td> <td>〃</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>			区分	支給の単位	支給額	訓練費用弁償	1回	1,500円	出動費用弁償	〃	2,000	本団及び分団会議費用弁償	〃	1,200	警戒出動費用弁償	〃	1,000					
区分	支給の単位	支給額																							
訓練費用弁償	1回	1,500円																							
出動費用弁償	〃	2,000																							
本団及び分団会議費用弁償	〃	1,200																							
警戒出動費用弁償	〃	1,000																							

改正後	改正前

附 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。